

令和 7 年度

第 5 回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和 7 年 6 月 11 日 (水)
開会 13 時 35 分 閉会 13 時 59 分

場 所 教育委員室

令和 7 年度
第 5 回大分県教育委員会

【議　事】

(1) 報　告

- ① 令和 8 年度の推薦入学者選抜について
- ② 県立高校への学校運営協議会の設置について
- ③ 令和 7 年第 2 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

【内 容】

1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員 (教育長職務代理者)	高 橋 幹 雄
委 員	鈴 木 恵 惠
委 員	岩 武 茂 代
事務局 理事兼教育次長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	木 村 典 之
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
教育人事課長	神 屋 貴 志
高校教育課長	小 野 和 正
教育改革・企画課 総務企画監	和 田 博 幸
教育改革・企画課 課長補佐 (総括)	多 嶋 田 智
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひとみ

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、岡田委員、藤田委員が欠席です。

(山田教育長)

ただ今から令和7年度第5回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、高橋委員にお願いします。

会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は14時05分を予定していますので、よろしくお願いします。

(山田教育長)

議事に入る前に、6月14日（土）で教員採用選考試験等に係る贈収賄事件から17年を迎えるので、私から一言申し上げます。

(山田教育長)

平成20年の事件発覚以来、県教育委員会をはじめ、教育関係者の皆さんとともに、一貫して教育改革に努め、様々な制度の見直しを行ってまいりました。

特に、教員採用選考試験については、常に公平、公正、透明性を第一に考えた試験を実施する姿勢は決して変わることなく、今後も継続してまいります。

また、今年度は新たに策定した長期教育計画「『教育県大分』創造プラン2025」の実行元年です。過去の事件を決して風化させることなく、他方で未来志向を持って、必要な改革に積極果敢に取り組み、その歩みを止めないことが、我々に課せられた使命であると考えます。

本県のすべての子どもたちが様々な社会的変化を乗り越えて、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となれるよう、常に子どもを中心に据え、市町村教育委員会や学校現場の教職員と連携しながら、「教育県大分」の創造に努めてまいりたいと考えています。

引き続き、委員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

議事

【報告】

① 令和8年度の推薦入学者選抜について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(山田教育長)

それでは、報告第1号「令和8年度の推薦入学者選抜について」高校教育課長から説明をしてください。

(小野高校教育課長)

「令和8年度の推薦入学者選抜」について報告します。

今回は、本県の推薦入試がより透明性の高い選抜となるよう、外部有識者による推薦入試在り方検討を開催し、いただいた意見をもとに検討した結果として、変更する内容を報告するものです。

資料の1ページの上段の枠内をご覧ください。主な変更点は4点です。下にある補足も併せて説明します。

変更の1点目は、学校毎に定める推薦要件において、「対象とする活動名」としてスポーツ活動・文化活動を具体的に明記できるようにするものです。

変更の2点目は、学校毎に定める推薦要件を3つの項目に区分するものです。

「対象とする活動」に取り組む生徒が出願できる【活動指定あり】、「対象とする活動」以外の活動に取り組む生徒が出願できる【活動指定なし】、志望学科に対する意欲・関心等を有する生徒を対象とした【志望学科】の3つの項目に区分します。いずれの推薦要件で募集するかを学校ごとに定め、推薦要件毎の募集人員を明記します。各学校が定める推薦要件の組み合わせは、複数のパターンが考えられますが、補足の表にあるA～Eの5パターンとなります。

また、【活動指定あり】の区分での募集人員は、競技毎ではなく、「全体で何人」のように一括りにして設定します。推薦入試における普通科・専門学科の募集人員は、これまで入学定員の20%以内でしたが、25%以内に変更します。

また、【活動指定あり】の区分での募集人員については入学定員の20%を上限とします。

変更の3点目は、推薦の要件として、調査書点に係る基準を示すことができるようになります。

変更の4点目は、学校毎に、選抜の資料における評価の観点、比重を公表することです。

変更点は以上です。

2ページをご覧ください。各校が定める「推薦要件」、「調査書点に係る基準」、「評価の観点」、「比重」等については、記載例のように整理し、各学校のHP

及び県教育委員会のHPで公表することとします。

今後とも、公正・公平な入試の実施に向けて、努めてまいります。

以上で報告を終わります。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありますか。

(高橋委員)

推薦要件の区分の組み合わせで5パターンあると書かれていますが、明確に説明してください。生徒個人が、能力は別として、中学校に推薦を出してほしい、といった場合は出せるのですか。それとも、競技毎にインターハイなどの大きな大会での実績があった場合に、推薦に値するかを判断するのか、その点を教えてください。

(小野高校教育課長)

推薦については、中学校内で判断する審査委員会があるので、生徒、保護者、担任、校長等で協議して、推薦要件に合致するかどうか判断し、合致していれば出せることになります。

(高橋委員)

学科としても、普通科だけのところもあるし、工業科なら複数あるところもありますが、ある程度、生徒が希望した学科に入れるのですか。

(小野高校教育課長)

もちろん生徒が希望する学科があれば、その学科に対して希望することができます。今回、ここにあるように【活動指定あり】【活動指定なし】の場合は、第1希望と第2希望が学科の枠を越えて、幅広く志望できるようにしています。

ただし、3つ目の【志望学科】については、学科の学びに関わるところですでの、志望学科のみでの出願となります。

(山田教育長)

他にご意見ありませんか。

(鈴木委員)

各学校のHPへの掲載は、いつ頃を予定していますか。

(小野高校教育課長)

これから高校への説明会を行い、この内容をしっかりと周知します。そして、学校で推薦要件を考えますので、一定の時間はかかりますが、なるべく受験生にとって不利益にならないよう、早く掲載したいと考えています。

(鈴木委員)

令和8年度の受験ですので、色々な動きを始めている生徒もいます。中体連も終わり、進路を決める時期に入っています。推薦でいくのか、一般でいくのか、ご家庭で話し合う時期になるので、できるだけ早く掲載していただけると助かります。

(山田教育長)

この件に関しては、文部科学省から改善すべき点があると指導を受け、昨年の入試から改善しています。冒頭に申し上げた教員採用選考試験でも公正、公平、透明性を高めていくということをお話ししましたが、高校入試についても公正、公平は保てられていますが、透明性もできるかぎり高めるという趣旨から、今回有識者の知恵をかりて改善を図るということです。

学力以外の色々な能力を評価して、その才能や可能性を伸ばしていくことが大切ですので、推薦入試は重要なものと考えています。今後、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

② 県立高校への学校運営協議会の設置について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第2号「県立高校への学校運営協議会の設置について」高校教育課長から説明をしてください。

(小野高校教育課長)

県立高校への学校運営協議会の設置について報告します。3ページをご覧ください。

資料上段ですが、まず、本県の現状として、特に地域の高校については定員確保に課題がある中、地域と連携した特色づくりが求められています。また、大分県長期教育計画では、県内すべての地域の学校に学校運営協議会の設置を掲げています。

現在、地域の高校が取り組む高校魅力化事業採択校においては、すでにコンソーシアムを設置しており、地域と一体となった学びを実践していくといった下地もあるということです。

資料の中ほどに設置状況という白丸のところがありますが、現在の設置状況で言うと、本県は昨年度までは6校に設置していましたが、令和7年度に3校追加し、現在9校で設置をしている状況です。

4の今後の方向性をご覧ください。今後は令和8年度に大分市別府市を除くすべての地域の学校に学校運営協議会を設置します。また、令和9年度までに県内すべての県立高校に学校運営協議会を設置します。

5のスケジュールをご覧ください。学校運営協議会の設置に向けて今後は市町村との協議、委員の選定等を行い、来年2月の教育委員会会議にて、正式に決定をお願いすることとしています。

3ページには参考として、学校運営協議会の文部科学省資料及び設置後の年間スケジュールを掲載しています。

今後も保護者や地域の声を学校運営に反映させ、地域とともにある学校づくりを推進していきます。

報告は以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

令和8年に大分市別府市を除くすべての県立高校に設置するということで認識していますが、学校数等の理由があり、大分市と別府市を除くとしているということでしょうか。

(小野高校教育課長)

先ほど説明したとおり、地域の高校ではすでにコンソーシアムというものを作っており、地域の人材を活用しながら学校の学びを深めていくというような体制ができています。今回のコミュニティスクールはその下地を基に、より持続可能な形として設置していくというものです。

そのため、まずは下地が既にある地域の高校をしっかりと形にして、かつ、地域の高校は昨今定員確保等もあり、さらなる魅力化が求められているため、この体制を活用しながら、積極的な魅力化に努めたいという思いから、大分市・別府市以外の高校からの設置としています。

(高橋委員)

地域の拠点校のような学校は、藩校の後をそのまま受け継いだようなところもあり、地域との密着な関係性があると思いますので、うまく活用していただきたいと思います。

大分市・別府市は高校数も多いということですが、経済界などを巻き込んで作っていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

(小野高校教育課長)

補足ですが、大分市・別府市の高校については令和9年度に設置としていますが、学校や地域から希望があれば、そういうった高校にはもちろん前倒して設置をしていこうと考えています。

(高橋委員)

実業系の高校については、例えば化学や工業系の会社とうまく繋がりができるかもしれません。そういう大手企業の部長級の方や地域産業の会社の社長に入つてもらうと、一層高校の発展にも繋がると思います。

(岩武委員)

地域の学校のコミュニティスクールはイメージしやすいですが、大分市・別府市となると、どこを地域とするのかイメージがしづらいように感じます。設置をする以上はその高校の発展に繋げていかなければいけないため、現段階で大分市・別府市のコミュニティスクールをどのようなイメージで作っていくを考えているのか教えていただきたいです。

(小野高校教育課長)

コミュニティスクールについては、地域性のあるまさにコミュニティという形と、あとは学校の学びや特色に応じたテーマ型のコミュニティスクールがあります。例えばある高校では英語教育に特化する等の、高校ごとのテーマに基づいて関係の方を集めて学校の特色をさらに高めていくことができます。

大分市・別府市ではそういうテーマ型のコミュニティスクールの設置を考えています。

(鈴木委員)

先日、地域の学校に行った際、建物の中で不備が多数見受けられるところがありました。教員の方に話を聞くと、大分市内の学校では設備が壊れたら事務室から申請して修繕ということがスムーズにできていたが、地域の学校になるとなかなかそれができないとのことでした。

地域の魅力化というのは、学びが充実することは一番ですが、設備が最低限でもきちんと使えるようになっていなければいけないと思いますし、そういう部分で学校の中に風通しの悪い状況があるのはよくないと思います。

学校運営協議会ができることによって、学校の困りや課題をきちんと文字に起こして、どのように改善していくかという話し合いができるべきだと思います。

通常そういう事柄が議題に上がることは少ないと思いますが、根本的にその学校を維持し、継続して生徒を集めることを考えると、大前提としてやらなければいけないことをまずやっていかないと困るため、身近な課題からきちんと話し合っていただけたとありがたいと思います。

加えて、大分市の高校ではP T Aの役員を選ぶ際、引き受けてもいいという保護者の中で、家が学校から近い人から選ぶということが前提としてあるそうです。

そうなると、様々な地域にお住いの、特色のある職業をお持ちの保護者の方が役員に入らなくなる可能性があります。学校運営協議会については、違う市町村の方でも、協力を得られるなら、ぜひ知恵を借りて学校運営につなげていただければと思います。

(小野高校教育課長)

鈴木委員の言うように、施設設備は学校の魅力の一つです。教育財務課の所管ですが、大分市の高校の修繕を先に行うといったことはなく、様々な学校から要望が上がってくる中で、中長期的な計画で実施をしていると思いますので、その辺りは差が出ないように進めていると認識をしています。

③ 令和7年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第3号「令和7年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

報告第3号についてご説明します。

資料の6ページをお開きください。令和7年第2回定例県議会に上程される議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について」の議案1件について、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できなかったので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

7ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告します。

議案の内容等について、担当課長から説明しますので、よろしくお願いします。

(神屋教育人事課長)

「大分県立学校職員 及び 大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正」について、説明します。資料8ページをご覧ください。

「1の改正の内容」をご覧ください。5月1日を基準日とする学校基本調査により、令和7年度の児童・生徒数が確定しました。これに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数も確定しましたので、条例改正を行うものです。

なお、資料下段の四角囲みに児童生徒数等の前年度比較を記載しています。

「2の増減の内訳」をご覧ください。まず、(1)の県立学校職員については、高等学校の収容定員の減はあるものの、特別支援学校の児童生徒数が増えたことにより、県立学校合計で21人の定数増となっています。

次に、(2)の市町村立学校職員については、35人学級が小学6年生まで拡

大したことによる増加要因があるものの、児童生徒数の減少に伴い、市町村立学校合計で23人の定数減となっています。

以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

(山田教育長)

それでは、これで令和7年度第5回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。